



栃木県公報

令和6(2024)年
12月20日(金)
第564号

目次

告示

○指定納付受託者の指定	921
○県税に関する申告期限等の指定	922
○社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	922
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定	922
○道路の区域の変更	923
○道路の供用開始	923
○建築基準法による道路の指定	924
○建築基準法による道路の位置指定	924
○建築基準法による道路の位置指定の廃止	924
○同	925
○同	925
○同	925
○令和5(2023)年度栃木県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領	925

公告

○農地を利用する権利の設定の裁定	937
○患畜の届出	938
○土地区画整理組合理事の住所の変更	939

収用委員会

○公示送達	939
○同	940
○同	941

内水面漁場管理委員会

○漁業調整のための告示	941
-------------	-----

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)	942
---------------	-----

告示

栃木県告示第567号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6(2024)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

1 指定納付受託者の主たる事務所の所在地及び名称

- 主たる事務所の所在地
熊本県玉名市高瀬502番地2
- 名称
株式会社アースコーポレーション
- 指定をした日

令和6(2024)年12月5日

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)寄附金

3 指定期間

令和6(2024)年12月5日から令和7(2025)年3月31日まで

(総合政策課)

栃木県告示第568号

栃木県県税条例(平成17年栃木県条例第5号)第13条第1項の規定により、令和6年栃木県告示第61号(県税に関する申告期限の延長等)において、別途告示で定めることとされた期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6(2024)年1月1日から令和7(2025)年1月30日までの間に到来するものについては、令和7(2025)年1月31日とする。

令和6(2024)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

県名	指 定 地 域
石川県	七尾市 羽咋郡志賀町

(税務課)

栃木県告示第569号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定による登録特定行為事業者の登録をしたので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	事業者		事業所		登録年月日	特定行為の種別
	氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	名称	所在地		
092600015	社会福祉法人 益子のぞみの 里福祉会	益子町大沢 2800番地-5	障害者支援施設 美里学園	益子町大沢 2800番地-5	令和6 (2024)年 12月3日	口腔内の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

(障害福祉課)

栃木県告示第570号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を指定するので、同条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

指定番号	指 定 す る 区 域	埋立地の区分
------	-------------	--------

県北-039	那須塩原市西岩崎字上ノ林29番1、29番2、30番1、30番3、31番4、32番1、32番3、33番、36番、38番、44番、45番1、46番、48番、50番、50番2、54番1及び54番11の各一部、30番2、31番1、34番、35番、39番、40番、41番、42番1、42番2、42番3及び43番	ア
県北-040	那須塩原市西岩崎字上ノ林30番3、36番、38番、44番、45番1、46番、48番、50番、50番2、51番、52番1、52番12、54番1、54番5、54番11、54番14、54番15、54番18、60番、61番1、62番1、65番、98番5、98番6、98番7、98番19及び98番20の各一部、37番、45番2、47番、47番2、49番、52番6、53番、53番2、54番2、54番3、54番4、54番6、54番7、54番8、54番9、54番10、54番12、55番1、55番2、56番1、56番2、57番、58番、59番1、59番2、66番、67番及び67番2	ア

備考 埋立地の区分

- ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第1号に定める埋立地
- イ 政令第13条の2第2号に定める埋立地
- ウ 政令第13条の2第3号イに定める埋立地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第12条の31第1号に定めるもの
- エ 政令第13条の2第3号イに定める埋立地であって、省令第12条の31第2号に定めるもの
- オ 政令第13条の2第3号ロに定める埋立地

(資源循環推進課)

栃木県告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6（2024）年12月20日から令和7（2025）年1月20日まで一般の縦覧に供する。

令和6（2024）年12月20日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 下岡本上戸祭線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
157	前	宇都宮市下岡本町字金井久保向2295-2から 宇都宮市下岡本町字金井久保向2415-9まで	16.0～16.0	257.5	
	後	宇都宮市下岡本町字金井久保向2295-2から 宇都宮市下岡本町字金井久保向2415-9まで	16.0～19.7	257.5	

栃木県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年12月20日から令和7(2025)年1月20日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
3	主要地方道 宇都宮亀和田栃木線	栃木市都賀町家中字行人塚2038-1から 栃木市都賀町平川字大原649-1まで	令和6(2024)年 12月20日

(道路保全課)

栃木県告示第573号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和6(2024)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第4号の規定による道路	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美202-28他	延長 3,258.25m 幅員4.0m ~7.8m	令和6 (2024)年 12月3日	栃 木 土 木 事 務 所

栃木県告示第574号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和6(2024)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	指 定 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
法第42条第1項第5号の規定による道路	栃木県矢板市鹿島町489-3、489-2の一部	延長58.99m 幅員4.00m	令和6 (2024)年 10月30日	大 田 原 土 木 事 務 所

栃木県告示第575号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定(昭和50(1975)年10月20日第03215号)を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和6(2024)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	廃 止 年 月 日	所 管 の 土 木 事 務 所
-------	-------	---------------	-----------------------	--------------------------------------

法第42条第1項第5号の規定による道路	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美203-6、203-7	幅員4.00m 延長133.00m	令和6 (2024)年 12月3日	栃木 土木事務所
---------------------	-------------------------------	----------------------	-------------------------	-------------

栃木県告示第576号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（昭和45（1970）年5月25日第50397号）を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和6（2024）年12月20日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	廃止 年月日	所管の 土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美202-6、202-7、202-11、206-4	幅員4.00m 延長72.30m	令和6 (2024)年 12月3日	栃木 土木事務所

栃木県告示第577号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（昭和44（1969）年10月15日第40844号）を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和6（2024）年12月20日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	廃止 年月日	所管の 土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美211-1	幅員4.00m 延長133.39m	令和6 (2024)年 12月3日	栃木 土木事務所

栃木県告示第578号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（昭和45（1970）年2月27日第50155号）を次のとおり廃止したので、公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和6（2024）年12月20日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長 及び幅員	廃止 年月日	所管の 土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁字六美265-1	幅員4.00m 延長148.62m	令和6 (2024)年 12月3日	栃木 土木事務所

(建築課)

栃木県告示第579号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、令和6（2024）年12月10日栃木県議会に

において認定された令和5(2023)年度栃木県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領を次のとおり公表する。

令和6(2024)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

I 令和5(2023)年度栃木県一般会計歳入歳出決算

1 歳入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1 県 税		260,000,000,000	262,940,167,553	260,169,088,462	604,215,152	2,166,863,939
	1 県 民 税	85,988,000,000	87,894,911,266	85,712,907,140	283,113,977	1,898,890,149
	2 事 業 税	64,678,000,000	66,233,008,850	65,802,794,135	298,464,375	131,750,340
	3 地 方 消 費 税	41,286,000,000	41,196,081,428	41,196,081,428		
	4 不 動 産 取 得 税	5,071,000,000	5,361,622,175	5,313,792,836	6,350,992	41,478,347
	5 県 た ば こ 税	2,421,000,000	2,456,557,580	2,456,557,580		
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,343,000,000	2,227,310,230	2,214,963,120		12,347,110
	8 軽 油 引 取 税	21,279,000,000	20,741,341,933	20,741,341,933		
	9 自 動 車 税	36,806,000,000	36,690,003,473	36,610,012,943	3,677,584	76,312,946
	10 鉱 区 税	7,000,000	7,730,000	7,730,000		
	11 狩 猟 税	21,000,000	21,948,400	21,948,400		
	12 旧 法 に よ る 税	100,000,000	109,652,218	90,958,947	12,608,224	6,085,047
2 地 方 消 費 税 清 算 金		99,063,000,000	99,062,930,644	99,062,930,644		
		99,063,000,000	99,062,930,644	99,062,930,644		
3 地 方 譲 与 税		39,650,482,000	39,664,372,000	39,664,372,000		
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	36,453,482,000	36,453,482,000	36,453,482,000		
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,600,000,000	2,649,351,000	2,649,351,000		
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	100,000,000	85,220,000	85,220,000		
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	400,000,000	379,023,000	379,023,000		
	5 森 林 環 境 譲 与 税	97,000,000	97,296,000	97,296,000		

4	地方特例交付金		1,358,387,000	1,358,387,000	1,358,387,000		
	1 地方特例交付金		1,358,387,000	1,358,387,000	1,358,387,000		
5	地方交付税		149,118,217,000	149,118,217,000	149,118,217,000		
	1 地方交付税		149,118,217,000	149,118,217,000	149,118,217,000		
6	交通安全対策特別交付金		414,340,000	414,340,000	414,340,000		
	1 交通安全対策特別交付金		414,340,000	414,340,000	414,340,000		
7	分担金及び負担金		5,117,062,989	3,701,203,762	3,589,615,418	15,519,830	96,068,514
	1 負担金		5,117,062,989	3,701,203,762	3,589,615,418	15,519,830	96,068,514
8	使用料及び手数料		10,161,053,000	9,561,220,521	9,442,935,713	3,632,684	114,652,124
	1 使用料		6,972,454,000	6,759,989,691	6,641,704,883	3,632,684	114,652,124
	2 手数料		3,188,599,000	2,801,230,830	2,801,230,830		
9	国庫支出金		167,175,010,885	121,528,833,465	121,528,833,465		
	1 国庫負担金		42,512,557,630	42,083,782,427	42,083,782,427		
	2 国庫補助金		123,721,958,255	78,630,423,551	78,630,423,551		
	3 委託金		940,495,000	814,627,487	814,627,487		
10	財産収入		1,575,260,000	1,302,861,236	1,302,861,236		
	1 財産運用収入		705,980,000	550,660,555	550,660,555		
	2 財産売却収入		869,280,000	752,200,681	752,200,681		
11	寄附金		82,957,000	88,578,414	88,578,414		
	1 寄附金		82,957,000	88,578,414	88,578,414		
12	繰入金		20,085,020,000	18,686,337,940	18,686,337,940		
	1 特別会計繰入金		188,532,000	162,186,846	162,186,846		

13繰越金	2 基金繰入金	19,896,488,000	18,524,151,094	18,524,151,094		
		28,461,372,217	28,461,371,731	28,461,371,731		
14諸収入	1 繰越金	28,461,372,217	28,461,371,731	28,461,371,731		
		185,797,966,735	162,033,956,290	161,469,627,703	31,291,069	533,037,518
	1 延滞金、加算金及び過料等	249,858,000	306,338,369	272,716,872	2,117,681	31,503,816
	2 県預金利子	13,000				
	3 貸付金元利収入	167,061,491,000	142,975,918,685	142,905,919,109		69,999,576
	4 受託事業収入	643,728,735	518,574,728	518,574,728		
	5 収益事業収入	7,491,599,000	6,776,727,717	6,776,727,717		
	6 利子割精算金収入	50,000				
	7 雑収入	10,351,227,000	11,456,396,791	10,995,689,277	29,173,388	431,534,126
15県債		112,409,000,000	75,108,000,000	75,108,000,000		
	1 県債	112,409,000,000	75,108,000,000	75,108,000,000		
合	計	1,080,469,128,826	973,030,777,556	969,465,496,726	654,658,735	2,910,622,095

2 歳出

		(単位:円)				
款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	
1 議	会費	1,463,875,000	1,399,807,383		64,067,617	
	1 議	1,463,875,000	1,399,807,383		64,067,617	
2 総務	費	68,225,322,660	65,796,581,718	1,187,677,800	1,241,063,142	
	1 総務管理費	48,699,050,160	46,865,252,126	1,163,852,000	669,946,034	
	2 企画費	5,912,389,500	5,651,307,050	10,240,800	250,841,650	
	3 徴税費	9,326,863,000	9,108,335,031		218,527,969	
	4 市町村振興費	1,723,238,000	1,716,327,866		6,910,134	
	5 選挙費	493,618,000	490,602,933		3,015,067	
	6 防災費	1,356,755,000	1,280,557,452	13,585,000	62,612,548	
	7 統計調査費	386,651,000	369,719,392		16,931,608	
	8 人事委員会費	149,171,000	142,017,062		7,153,938	
	9 監査委員費	177,587,000	172,462,806		5,124,194	
3 民生	費	112,244,644,000	106,475,839,984	3,024,630,973	2,744,173,043	
	1 社会福祉費	65,775,956,000	62,055,889,195	2,348,777,854	1,371,288,951	
	2 児童福祉費	39,981,574,000	38,298,403,121	675,853,119	1,007,317,760	
	3 生活保護費	3,901,515,000	3,629,881,420		271,633,580	
	4 災害救助費	78,869,000	66,592,827		12,276,173	
	5 県民生活費	2,506,730,000	2,425,073,421		81,656,579	
4 衛生	費	74,562,133,075	67,402,086,191	1,387,285,000	5,772,761,884	
	1 公衆衛生費	36,933,485,000	35,111,093,426	529,603,000	1,292,788,574	
	2 環境衛生費	3,083,108,075	2,548,738,135	95,661,000	438,708,940	

3	保健所	費	2,022,925,000	2,009,961,559	476,118,000	12,963,441
4	医療	費	24,785,181,000	20,529,201,829	476,118,000	3,779,861,171
5	病院	費	4,287,237,000	4,260,214,182		27,022,818
6	環境対策	費	3,450,197,000	2,942,877,060	285,903,000	221,416,940
5	労働	費	1,787,895,000	1,658,239,679		129,655,321
1	労働	費	355,343,000	330,967,900		24,375,100
2	職業訓練	費	1,235,088,000	1,134,603,946		100,484,054
3	失業者対策	費	97,140,000	95,907,839		1,232,161
4	労働委員会	費	100,324,000	96,759,994		3,564,006
6	農林水産業	費	56,870,065,000	42,040,197,292	12,081,776,650	2,748,091,058
1	農業	費	14,425,967,000	11,456,583,966	1,291,046,000	1,678,337,034
2	畜産	費	6,324,048,500	3,817,660,893	1,976,059,000	530,328,607
3	農地	費	17,560,690,400	13,291,118,260	4,181,658,650	87,913,490
4	林業	費	17,764,578,000	12,703,515,217	4,632,219,000	428,843,783
5	水産	費	750,263,100	729,356,854	794,000	20,112,246
6	自然保護	費	44,518,000	41,962,102		2,555,898
7	商工	費	180,769,832,000	151,689,457,182	1,480,848,240	27,599,526,578
1	商工	費	173,860,194,000	146,631,774,985	1,210,037,240	26,018,381,775
2	観光	費	6,909,638,000	5,057,682,197	270,811,000	1,581,144,803
8	土木	費	163,809,168,091	104,980,283,161	57,698,311,336	1,130,573,594
1	土木	費	4,423,578,000	4,123,595,691	181,312,000	118,670,309
2	道路橋りょう	費	89,914,893,054	60,739,169,041	29,032,442,343	143,281,670

3河	川	費	52,840,780,840	29,866,040,859	22,909,936,057	64,803,924
4都	市	計	13,565,594,645	8,192,478,797	4,610,970,600	762,145,248
5住	宅	費	3,064,321,552	2,058,998,773	963,650,336	41,672,443
9警	察	費	44,068,128,000	43,557,070,920	29,321,000	481,736,080
1警	察	管	42,658,515,000	42,199,624,763	29,321,000	429,569,237
2警	察	活	1,409,613,000	1,357,446,157		52,166,843
10教	育	費	179,217,277,000	170,605,934,601	5,359,202,000	3,252,140,399
1教	育	総	24,561,792,000	23,691,745,831	202,080,000	667,966,169
2小	学	校	58,515,678,000	58,107,246,043		408,431,957
3中	学	校	35,041,146,000	34,673,183,119		367,962,881
4高	等	学	39,102,174,000	33,984,969,731	4,314,843,000	802,361,269
5特	別	支	15,390,201,000	14,521,016,682	495,876,000	373,308,318
6社	会	教	1,424,645,000	1,042,254,436		382,390,564
7保	健	体	5,181,641,000	4,585,518,759	346,403,000	249,719,241
11災	害	復	2,071,267,000	1,187,768,320	651,465,000	232,033,680
1農	林	水	522,104,000	154,653,555	166,553,000	200,897,445
2土	木	施	1,547,530,000	1,032,701,000	484,912,000	29,917,000
3県	有	施	1,633,000	413,765		1,219,235
12公	債	費	94,235,256,000	94,230,676,157		4,579,843
1公	債	費	94,235,256,000	94,230,676,157		4,579,843
13諸	支	出	101,143,150,000	100,774,440,803		368,709,197
1地	方	消	40,292,000,000	40,291,735,644		264,356

2	利子割交付金	75,000,000	66,759,000	8,241,000
3	地方消費税交付金	49,858,000,000	49,857,060,000	940,000
4	ゴルフ場利用税交付金	1,646,000,000	1,552,372,658	93,627,342
6	自動車取得税交付金	61,000,000	60,156,501	843,499
7	利子割精算金	150,000		150,000
8	配当割交付金	1,562,000,000	1,549,157,000	12,843,000
9	株式等譲渡所得割交付金	1,804,000,000	1,792,397,000	11,603,000
10	環境性能割交付金	995,000,000	939,855,000	55,145,000
11	法人事業税交付金	4,850,000,000	4,664,948,000	185,052,000
14	予備費	1,116,000		1,116,000
1	予備費	1,116,000		1,116,000
合	計	1,080,469,128,826	951,798,383,391	45,770,227,436

歳入歳出差引残額 (A) 17,667,113,335円
 翌年度へ繰り越すべき財源 (B) 7,813,493,049円
 実質収支額 (A-B) 9,853,620,286円

II 令和5(2023)年度栃木県特別会計歳入歳出決算

1 歳入

(単位:円)

会計名	事項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
公債	管理	45,088,920,000	45,088,920,000	45,088,920,000		
地方独立行政法人県立病院貸付金		2,756,330,000	2,266,722,029	2,266,722,029		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		377,750,000	909,623,930	505,791,611	1,159,197	402,673,122
心身障害者扶養共済事業		302,010,000	287,801,700	286,611,500		1,190,200
国民健康保険		178,119,310,000	180,546,040,593	180,546,040,593		
中小企業高度化等資金貸付事業		529,230,000	1,330,253,200	1,094,987,200		235,266,000
就農支援資金貸付事業		62,400,000	218,909,663	213,130,782		5,778,881
県営林事業		370,460,000	522,639,986	522,639,986		
林業・木材産業改善資金貸付事業		74,310,000	248,440,614	233,413,528		15,027,086
合	計	227,680,720,000	231,419,351,715	230,758,257,229	1,159,197	659,935,289

(単位：円)

2 歳出

会計名	事項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額
公債	管 理	45,088,920,000	45,088,920,000		
地方独立行政法人県立病院貸付金		2,756,330,000	2,266,722,029		489,607,971
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		377,750,000	139,002,749		238,747,251
心身障害者扶養共済事業		302,010,000	285,794,300		16,215,700
国民健康保険	保 険	178,119,310,000	176,370,474,191		1,748,835,809
中小企業高度化等資金貸付事業		529,230,000	517,762,520		11,467,480
就農支援資金貸付事業		62,400,000	60,602,350		1,797,650
県営林事業	事 業	370,460,000	325,706,870		44,753,130
林業・木材産業改善資金貸付事業		74,310,000	94,383		74,215,617
合 計		227,680,720,000	225,055,079,392		2,625,640,608

歳入歳出差引残額 (A) 5,703,177,837円

翌年度へ繰り越すべき財源 (B)

実質収支額 (A-B) 5,703,177,837円

Ⅲ 監査委員の意見

本県の令和5(2023)年度一般会計の決算は新型コロナウイルス感染症対策関連経費の減少などにより、歳入額は9,694億6,549万円(1万円未満切捨て。以下同じ。)、歳出額は9,517億9,838万円となり、いずれも2年連続で前年度決算額を下回った。また、実質収支額は98億5,362万円の黒字となった。

歳入においては、自主財源の大宗を占める県税収入が、給与所得や株式譲渡益の増加等により、6億7,896万円増の2,601億6,908万円となり、3年連続で増加したほか、地方交付税が、臨時財政対策債償還基金費の増などにより、42億9,401万円増の1,491億1,821万円となった。また、県債は、臨時財政対策債の減などにより、77億300万円減の751億800万円となった。

歳出においては、新型コロナウイルス感染症対策関連経費が減少したほか、定年の段階的引上げに伴う退職手当の減により人件費が減少したが、医療福祉関係経費が引き続き増加している。

経常収支比率(普通会計ベース)は、前年度から0.7ポイント減少の92.6%となった。

こうした中、人口減少・少子化の急速な進行、女性のキャリア形成支援や男女が共に働きやすい環境づくり、デジタルトランスフォーメーションやカーボンニュートラルの実現など、社会経済環境の変化がもたらす諸課題等に的確に対応するため、県政の基本指針である「とちぎ未来創造プラン」や「とちぎ創生15戦略(第2期)」を着実に推進するとともに、頻発・激甚化する自然災害などの突発的な危機事象にも迅速かつ機動的に対応することが求められている。

このため、「とちぎ行革プラン2021」に沿って、行政コストの削減及び歳入確保の取組などを積極的に推進するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、経済性、効率性及び有効性の観点を十分に踏まえ、事業の優先順位を見極めながら、各種施策に取り組まれない。

なお、個別事項については、次のとおりであるので十分留意されたい。

(1) 歳入の確保

ア 県税については、県民への税知識の理解促進と納税意識の高揚に加え、キャッシュレス決済などの多様化された納税手法の利用促進に努められたい。また、徴収率は前年を上回り、収入未済額も法人事業税及び個人県民税を中心に縮減されたが依然として多額であることから、引き続き着実な滞納整理に取り組まれたい。

イ 県税以外の収入未済額については、県民負担の公平性を確保する観点から、「債権管理に関する取組方針」などにに基づき、弁護士等の民間ノウハウを活用しながら、滞納の未然防止や債権回収の強化及び債権の適切な整理を徹底されたい。

ウ ネーミングライツの活用等による広告収入やふるさと納税制度等の多様な手法を活用した財源の確保に取り組まれたい。

(2) 財産管理の適正化等

ア 「栃木県公共施設等総合管理基本方針」に基づき、全ての公共施設等について適時適切に点検・診断や維持保全を行うことにより、事故の防止や防災・減災を図り、県民の安全・安心の確保を徹底するとともに、予防保全による長寿命化の推進と、適正な規模等を踏まえた総量の最適化を図られたい。

イ 未利用財産については、保有、維持することの必要性の検証を行い、今後も利活用が見込めない財産については、積極的な売却・処分等に努められたい。

ウ 財産管理に当たっては、「栃木県気候変動対策推進計画」及び「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を踏まえた維持管理・修繕・更新等を行い、カーボンニュートラルの実現や気候変動への適応に向け、率先的な取組を推進されたい。

(3) 事務事業の執行

ア 事務事業の執行に当たっては、県民等のニーズを十分に把握し、アウトカムを意識した的確な目標を設定した上で、その目標が確実に達成されるよう積極的に取り組まれたい。また、事業実施後においては、その効果を点検し、費用対効果の評価を行うとともに、事業の必要性や有効性を検証することで、選択と集中による事務事業の見直しに積極的に取り組まれたい。

イ 働き方改革を推進し、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、労働生産性を高めていくとともに、デジタル技術のフル活用を念頭に、複雑・多様化する行政課題への的確な対応や、県民に対するより便利で質

の高い行政サービスの提供を実現されたい。

(会計局会計管理課)

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和6(2024)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
宇都宮市今里町字向河原1696番2	田	1,809.00
宇都宮市下小倉町字上河原5955番	田	2,275.00
小山市大字小栗字関ノ下527番	田	1,140.00
壬生町大字中泉字下原253番1	畑	953.32
壬生町大字中泉字下原253番2	畑	733.40
壬生町大字中泉字下原255番1	畑	2,244.11
壬生町大字中泉字下原255番2	畑	1,934.72
壬生町大字中泉字下原352番1	畑	2,041.00
壬生町大字中泉字下原354番	畑	2,360.00
壬生町大字中泉字下原364番1	畑	1,123.00
壬生町大字中泉字下原365番2	畑	661.00
壬生町大字中泉字下原366番	畑	604.00
壬生町大字中泉字壬生道501番1	畑	1,550.00
壬生町大字中泉字壬生道502番1	畑	2,181.00
壬生町大字中泉字壬生道507番	畑	1,071.00

2 利用権の内容等

農地の区分	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
宇都宮市今里町字向河原1696番2	利用権	令和7(2025)年 1月1日	5年	179,695円
宇都宮市下小倉町字上河原5955番				
小山市大字小栗字関ノ下527番	利用権	令和7(2025)年 1月1日	10年	17,100円
壬生町大字中泉字下原253番1				
壬生町大字中泉字下原253番2				
壬生町大字中泉字下原255番1				
壬生町大字中泉字下原255番2				

壬生町大字中泉字下原352番 1	利用権	令和7(2025)年 1月1日	5年	261,845円
壬生町大字中泉字下原354番				
壬生町大字中泉字下原364番 1				
壬生町大字中泉字下原365番 2				
壬生町大字中泉字下原366番				
壬生町大字中泉字壬生道501番 1				
壬生町大字中泉字壬生道502番 1				
壬生町大字中泉字壬生道507番				

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 公益財団法人 栃木県農業振興公社 理事長 青柳 俊明
 栃木県宇都宮市一の沢2丁目2番13号

4 利用権を設定すべき農地の所有者等の情報

農地の区分	所有者等の情報
宇都宮市今里町字向河原1696番 2	高橋 房吉
宇都宮市下小倉町字上河原5955番	高橋 一雄
小山市大字小葉字関ノ下527番	塚原 イネ
壬生町大字中泉字下原253番 1	荒川 庄藏
壬生町大字中泉字下原253番 2	
壬生町大字中泉字下原255番 1	
壬生町大字中泉字下原255番 2	
壬生町大字中泉字下原352番 1	
壬生町大字中泉字下原354番	
壬生町大字中泉字下原364番 1	
壬生町大字中泉字下原365番 2	
壬生町大字中泉字下原366番	
壬生町大字中泉字壬生道501番 1	
壬生町大字中泉字壬生道502番 1	
壬生町大字中泉字壬生道507番	

5 補償金の支払の方法

農地を利用する始期までに当該農地が所在する市町を管轄する宇都宮地方法務局本局及び栃木支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は、当該農地が所在する市町を管轄する宇都宮地方法務局本局及び栃木支局において、補償金の還付を受けることができる。

(農政課)

○患畜の届出

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和6(2024)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	那須町	令和6(2024)年12月6日	法令殺

(畜産振興課)

○土地区画整理組合理事の住所の変更

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について住所の変更の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和6(2024)年12月20日

栃木県知事 福田 富一

土地区画整理組合名	氏 名	変 更 前 住 所	変 更 後 住 所	届出年月日
真岡市中郷・萩田土地区画整理組合	高木 正夫	真岡市熊倉町937番地	真岡市中萩二丁目6番地3	令和6(2024)年12月3日
	齊藤 博繁	真岡市熊倉町908番地9	真岡市中萩一丁目1番地4	
	芝野 守	真岡市中郷198番地7	真岡市中萩二丁目2番地1	
	櫻井 勝雄	真岡市熊倉町910番地1	真岡市中萩二丁目1番地5	
	仁平 謹三	真岡市中郷225番地2	真岡市中萩一丁目21番地1	
	渡辺 一男	真岡市中郷198番地3	真岡市中萩二丁目2番地2	
	金田 利夫	真岡市熊倉町924番地1	真岡市中萩二丁目1番地8	
	金田 誠一	真岡市熊倉町942番地1	真岡市中萩二丁目6番地2	
	菱沼 和夫	真岡市中郷248番地2	真岡市中萩一丁目3番地11	

(都市政策課)

収用委員会

○公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局(栃木県県土整備部用地課内)において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。書類を受領しないときは、令和7(2025)年1月10日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和6(2024)年12月20日

栃木県収用委員会会長 横堀 太郎

- 公示送達に係る土地の所在及び地番
栃木県足利市大月町字西耕地1060番3
- 送達すべき書類の名称
令和6(2024)年10月23日付け栃収第19-2号「第1回審理の開催について」
- 送達を受けるべき者
別表のとおり
別表

氏名	住所
横塚 明子	不明
横塚 友二	不明
不明 ただし、(亡)須藤 泰次郎の相続人	
(亡)若梅 健 相続財産 相続財産清算人	
不明 ただし、若松宗吉 又はその相続人	不明 ただし、若松宗吉の土地登記記録上の住所 埼玉県大里郡明戸村大字明戸135番地

○公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局（栃木県県土整備部用地課内）において保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。書類を受領しないときは、令和7（2025）年1月10日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和6（2024）年12月20日

栃木県収用委員会会長 横 堀 太 郎

- 公示送達に係る土地の所在及び地番
栃木県足利市大月町字西耕地1061番1
- 送達すべき書類の名称
令和6（2024）年12月12日付け栃収第32号「第1回審理の開催について」
- 送達を受けるべき者
不明
ただし、土地登記記録の表題部所有者
持分31分の1 阿由葉僖十郎
持分31分の1 福地亀吉
持分31分の1 福地信吉
持分31分の1 村田仁平
持分31分の1 堀越善五郎
持分31分の1 長谷川藤五郎
持分31分の1 堀越林太郎
持分31分の1 阿由葉忠四郎
持分31分の1 長谷川萬平
持分31分の1 柳田代次郎
持分31分の1 長谷川傳平
持分31分の1 若般野金之助
持分31分の1 加藤安五郎
持分31分の1 長谷川梅吉
持分31分の1 田代せき
持分31分の1 長谷川祐吉
持分31分の1 阿由葉米松
持分31分の1 阿由葉やす
持分31分の1 川田茂太郎

持分31分の1 長谷文五郎
持分31分の1 川田卯之吉
持分31分の1 川田重藏
持分31分の1 川田平助
持分31分の1 長谷川馬太郎
持分31分の1 川田庄三郎
持分31分の1 長谷川喜八
持分31分の1 阿由葉與吉
持分31分の1 須藤世太郎
持分31分の1 須藤友七
持分31分の1 須藤邦三郎
持分31分の1 阿由葉萬藏
又はその相続人

○公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、当収用委員会事務局（栃木県県土整備部用地課内）において保管し、送達を受けるときにいつでも交付する。書類を受領しないときは、令和7（2025）年1月10日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和6（2024）年12月20日

栃木県収用委員会会長 横堀太郎

- 公示送達に係る土地の所在及び地番
栃木県足利市大月町字西耕地1061番2
- 送達すべき書類の名称
令和6（2024）年12月12日付け栃収第33号「第1回審理の開催について」
- 送達を受けるべき者
不明
ただし、土地登記記録の表題部所有者 阿由葉僖十郎 外27名 又はその相続人

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の保護を図るため、ブラウントラウト及びレイクトラウトの取扱いを次のとおり指示する。

なお、レイクトラウト持ち出し禁止に関する告示（令和5（2023）年3月7日付け栃木県内水面漁場管理委員会告示第4号）は廃止する。

令和6（2024）年12月20日

栃木県内水面漁場管理委員会会長 藤原和美

- 指示の内容
 - 持ち出しの禁止
ブラウントラウト及びレイクトラウト（いずれも卵を含む。以下同じ。）を採捕した者は、これを生きのまま採捕した水域から持ち出してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
ア 当該魚種の漁業権の免許を受けた者が、当該漁業権に基づく増殖のために親魚を採捕する場合
イ 内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究に供する場合
 - 移植の禁止

ブラウントラウト及びレイクトラウトを移植してはならない。ただし、当該魚種の漁業権の免許を受けた者が、当該漁業権に基づく増殖のために放流する場合を除く。

(3) 再放流の禁止

ブラウントラウト及びレイクトラウトを採捕した者は、これらを採捕した区域に放してはならない。ただし、内共第8号の区域を除く。また、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究に供する場合は、この限りでない。

2 指示の区域

栃木県全域

3 指示の期間

令和6(2024)年12月20日から令和8(2026)年12月31日まで

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6(2024)年12月20日

栃木県下水道管理事務所長 鶴見 幸一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

栃木県下水道資源化工場で使用する電力

予定使用電力量 6,712,000kWh

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 令和7(2025)年4月1日(火)から令和8(2026)年3月31日(火)まで

(4) 納入場所 栃木県下水道資源化工場(詳細は、入札説明書による。)

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有すると決定された者であること。

(3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

(6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。

(7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功1159

栃木県下水道管理事務所 総務課 電話0285-53-5694

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和6(2024)年12月20日(金)から令和7(2025)年1月30日(木)まで入札情報システム上で公開する。

なお、来所による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日、祝日、令和6(2024)年12月30日(月)から同月31日(火)まで及び令和7(2025)年1月2日(木)から同月3日(金)までの間を除く。)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和7(2025)年2月12日(水)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得たもの(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に郵送(書留郵便)又は持参により同期限までに提出すること。

イ 開札の日時及び場所

令和7(2025)年2月13日(木)午前10時 栃木県下水道管理事務所 会議室

(4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札に参加する者に必要な資格の確認

ア この入札に参加しようとする者は、入札参加申請書及び2の入札に参加する者に必要な資格資料を令和7(2025)年1月31日(金)午後4時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年3月26日付け会管第461号。以下「運用基準」という。)に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該添付書類の郵送(書留郵便)又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札に参加しようとする者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

ウ 審査結果は、電子入札システムにより、令和7(2025)年2月5日(水)までに入札参加希望者に伝えるものとする。ただし、紙入札者には郵便にて通知するものとする。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、簡易な内容確認を除き質問書(様式は自由)を、令和7(2025)年1月17日(金)午後4時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者はメール又は郵送により同期限までに提出することとし、質問を送付した旨電話すること。

イ 質問の内容及び回答は、令和7(2025)年1月24日(金)までに電子入札システム及び栃木県ホームページ上で公開する。

(4) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号。以下「規則」という。)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年3月26日付け会管第460号。以下「電子要領」という。)第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

ア 規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(6) 契約書の作成の要否 要

なお、本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約(契約書を電子データで作成し、押印

に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの)による締結を可とする(受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する)。

締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

(7) 紙による入札参加承諾等の基準 電子要領及び運用基準の定めによる。

(8) その他

ア 入札の変更等 令和7(2025)年度栃木県流域下水道事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、電子要領及び運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electric power for the Tochigi Prefecture Waste Recycling Plant

Estimated amount of electric power to be used 6,712,000kWh

(2) Time-limit for tender:

4:00 p.m., February 12, 2025

(3) Information is available at:

General Affairs Division,

Sewage Management Office,

Department of Land Development,

Tochigi Prefecture

1159 Tako, Kaminokawa, Kawachi, Tochigi 329-0524

TEL 0285-53-5694

(上下水道課)